チェックリスト

＜9. あまがさき緑遊新都心地区地区計画（ □Ａ地区 　□Ｂ地区 　□Ｃ地区 ）＞

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令　（参考）当初告示日：2000.8.25、建築条例当初施行日：2005.11.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容（自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の用途の制限 | 法別表第2中次に掲げる建築物は建築してはならない。1. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 [(に)項第6号]
2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの[(ほ)項第2号]

□A地区のみ1. 自動車教習所 [(に)項第5号]
2. 倉庫業を営む倉庫 [(へ)項第5号]
3. 個室付浴場業にかかる公衆浴場その他これに類する政令＝令130条の9の3で定めるもの [(り)項第3号]

ただし、市長が区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合はこの限りでない。（条例で規定） | 用途□住宅□事務所□店舗□その他　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 壁面の位置の制限 | (同趣旨･内容の条例規定を記載)□A･B地区のみ建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する門若しくは塀で地盤面上2ｍを超えるものの面から計画図に表示する道路境界線までの距離は、以下の数値以上でなければならない。□A地区

|  |  |
| --- | --- |
| 計画図に表示する道路境界線 | 数値 |
| 地区計画に定められた緑遊広場の属する街区と尼崎駅前1号線との道路境界線 | 5ｍ（地盤面上8ｍ以上にある部分にあっては2ｍ） |
| 上記以外の道路境界線 | 2ｍ |

□B地区　2ｍただし、下記のものには適用しない（A･B地区共通）。(1)尼崎駅前1号線または尼崎駅2号線の道路境界線から1ｍ以上後退して設置される建築物の部分に該当する歩廊その他歩行者の利便に供する施設(2)道路（駅前広場を含む。）を上空で横断するための施設に(1)の施設を接続させるために設置される建築物の部分(3)道路を上空で横断するための施設に建築物（(1)の施設を除く。）を接続させるために設置される建築物の部分 | 計画図表示の道路境界線のうち□緑遊広場の属する街区と尼崎駅前1号線との道路境界線□上記以外の道路境界線道路境界線からの有効距離　　　　　　　　　　ｍ（適用除外）□(1)尼崎駅前1号線または尼崎駅2号線の道路境界線から1ｍ以上後退して設置される建築物の部分に該当する歩廊その他歩行者の利便に供する施設□(2)道路（駅前広場を含む。）を上空で横断するための施設に(1)の施設を接続させるために設置される建築物の部分□(3)道路を上空で横断するための施設に建築物（(1)の施設を除く。）を接続させるために設置される建築物の部分 | 適・否 |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | □A地区のみ1,000㎡ただし、公益上必要なものを除く。※法第53条の2第1項第2号、法第44条第1項第1号(公益上必要なもの)、第2号又は第4号に該当する建築物の敷地は除く。（条例で規定） | 敷地面積　　　　　　㎡（適用除外）□公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物[法第53条の2第1項第2号]□地盤面下に設ける建築物で公益上必要なもの [法第44条第1項第1号]□公共用歩廊その他政令で定める建築物 [法第44条第1項第2号又は第4号] | 適・否 |
| 建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限 | 1）建築物の形態、意匠は、周辺環境との調和を図り都市景観に十分配慮したものとする。2）建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、周辺環境に配慮した色調とする。3）屋外広告物、看板は都市景観に十分配慮したものとする。4）まちかど広場や壁面後退により確保する空間の意匠は、公共空間部分と調和の取れたものとする。5）緑豊かな都市空間を形成するため、敷地内緑化や建物緑化（壁面緑化や屋上緑化等）に努めることとする。6）鉄道沿道においては、車窓からの見え方に十分配慮する。（参考色彩基準）基調となる色彩（建築物）□A･B地区30m以下の部分 R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：5以下その他 明度：5以上 彩度：3以下無彩色 　　　指定なし30mを超える部分 R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下その他 明度：7以上 彩度：2以下無彩色 　　　明度：7以上□C地区18m以下の部分 R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下その他 明度：5以上 彩度：2以下無彩色 　　　指定なし18mを超える部分 R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下その他 明度：7以上 彩度：2以下無彩色 　　　明度：7以上 | マンセル値　例：7.5YR6/4（屋根）　　　　　　　　　（　　　　）　　　　　　　　　（　　　　）マンセル値不明、その他の場合□参考色彩基準に準じた意匠とし、その他下記のとおり配慮します。（配慮事項）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 垣又はさくの構造の制限 | 門、へい、垣及びさくは、景観に十分配慮したものとする。 | 垣、さく　 有・無 　　　構造　　　　　　　　 | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理